生徒心得

- 1 基本的な心得
- (1)公正で、自主的な生活習慣を確立することにつとめる。
- (2)意欲的な学習を継続する態度を養うことにつとめる。
- (3)集団生活の規律、秩序を守り、校風の高揚につとめる。
- (4)礼儀を正しくして品格を高めるとともに、互いの人格を尊重して、明るい社会人としての素養を身につけることにつとめる。
- (5)清潔で端正な服装に心がける。
- (6)校舎、工具等公共物を愛護し、環境の美化につとめる。
- (7)健康保持に留意し、規則的な生活設計をたてる。
- (8)部活動等には積極的に参加し、知識、技能を磨くとともに体力の向上につとめる。
- (9)粗暴な言動をつつしみ、安全を第一義と考え、遵法の精神に徹し、社会の模範となるようにつとめる。
- 2 校内生活
- (1)始業5分前までに登校し、授業の準備を整えること。
- (2)始業合図前に入室着席し、静粛にすること。
- (3)最終下校時刻は、19:30とする。
- (4)自習時間は指示された教室で静かに学習し、他の教室の授業の妨げにならないよう心がけること。
- (5)登校後は無断で校外に出てはならない。やむを得ない事情がある時は許可を受けること。
- (6)言葉遣いは、はきはきと明確にし、来校者、先生等目上の人に対し、進んで挨拶、会釈を実行すること。
- (7)校舎内外の清潔、整頓に心がけ、担当区域の清掃は責任を持って行うこと。
- (8)学用品その他所持品にはすべて記名し、貴重品の管理についてはロッカーに入れて鍵をかけること。なお必要な場合は担任の 先生等に保管を依頼すること。
- (9)危険をともなうおそれのある実験や作業等は、必ず先生の指導のもとで行うこと。
- (10)危険な刃物、火薬類、劇毒物、娯楽物等学習に不必要な物品を持参したり所持したりしないこと。
- (11)携帯電話を所持する場合は、学校敷地内(行事、特別活動等を含む)においては使用及び携帯を禁止するので電源を切り鞄の中にしまっておくこと。なお、校外においては自転車使用時の使用は禁止する。
- (12)生徒相互間の金銭、物品の貸借は避けること。
- 3 校外生活
- (1)校内外を問わず飲酒、喫煙、暴力や他人に迷惑をかける行為は絶対にしてはならない。また、そのような場への同席もしてはならない。
- (2)服装は華美なものを避け、生徒らしさを失わないようにすること。ただし、学校行事、対外試合、休日登校等の際は制服を着用すること。
- (3)外出の際は必ず行先、目的、帰宅時刻等を保護者に告げ、了解を得ること。また、友人宅といえども外泊は避けること。やむを得ず外泊する場合は、必ず保護者の許可を取ること。

- (4)夜間の外出はできるだけ避けること。(午後 10 時以降の未成年者のみの外出は県の条例違反である。)
- (5)風紀上問題のあると思われる場所や危険な場所には立ち入らないようにするとともに、法的に禁止された場所へは立ち入らないこと。

4 交通安全

- (1)通学の際は、交通法規を守り、常に安全に留意すること。
- (2)自転車通学は許可された者に限る。自転車は登録標識をつけ、カッパを装備し所定の場所に必ず施錠して置くこと。また、夜間の運転は必ず点燈する。
- (3)自転車通学者は特に交通法規を厳守し、二人乗り、並進や傘さし運転、携帯電話の使用、ヘッドフォンステレオの使用は絶対にしないこと。
- (4)バス、電車等を利用する生徒は乗り降りに際し、乗車マナーを守り、他の乗客に迷惑をかけないこと。
- (5)原動機付自転車および自動二輪車の運転免許取得および運転は、原則禁止とする。ただし、以下のいずれかに該当し、かつ保護者から申し出のあった生徒に対しては、審議の上、校長が許可する場合がある。
- (ア) 鉄道、バスなどの交通機関及び自転車の利用が不可能な地域からの通学などで、校長が特にやむを得ない事情があると認める場合。(登下校時に使用する二輪車は原動機付自転車とする。)
- (イ) その他、校長がやむを得ない事情があると認めた場合。
- (6)二輪車による通学を許可されたものは、本人及び保護者等の連署による交通安全誓約書及び通学方法(経路)調査書等を提出すること。年に一度は県教育委員会から案内のある「安全運転講習」を受講すること。
- (7)普通運転免許の取得については、別途定めにより、3年生に限り自動車学校への入校を許可する。ただし、本試験の受験は原 則卒業後とし、在学中の四輪車の運転は禁止とする。

5服装

- (1)制服は本校が指定した色、生地、デザインにもとづく仕様書によって作成されたものとし、変形は認めない。また性別による指定はしない。
- (2)制服は指定のカッターシャツでネクタイをする。指定のブレザー、セーターを着用してもよい。指定のポロシャツまたはカッターシャツにノーネクタイでもよい。
- (3)防寒着は、所定のものを着用すること。
- (4) 冬季の通学には、手袋、マフラー等を着用してもよい。ただし、校舎内では着用しないこと。
- (5)雨天に自転車を使用する場合は、カッパを着用すること。
- (6)校章はブレザーの左えりにつける。
- (7)頭髪は、みだりに流行を追うことなく、常に端正、清潔にすること。アクセサリー類や化粧もしてはいけない。

次の髪型や状態は禁止する。

ア.華美な髪飾り等。 イ.染色や脱色(痛みによるものも含む)、パーマをかけること。 ウ.奇抜な髪型。 エ.眉等の加工。

- (8)校舎内では、指定の上履きを使用すること。
- (9)体育館シューズは指定のものを使用すること。
- (10)ソックス、ストッキング等は華美な色彩のものを避けること。

- (11)通学の際、バッグは特に指定はしないが、華美な物や、高価な物を避けること。
- 6 届出事項(下記の(1)~(5)の諸届は生徒手帳の所定欄を用いること)
- (1)欠席届 欠席する時は、保護者から担任へ連絡すること。
- (2) 忌引届 近親者の喪に服するときは、次の規定によって担任に届け出ること。
- ア.父母(養父母を含む)7日以内
- イ. 祖父母及び兄弟姉妹 3日以内
- ウ.伯叔・曽祖父母、その他同居の親族 1日
- (3)遅刻届 遅刻をした時は、入室許可証を職員室でもらい、教科担任の許可を得て教室に入る。
- (4)早退届 早退をする時は、担任の許可を受けた後、帰宅直後学校へ電話をすること。但し、病気早退の場合は保健室を経由すること。
- (5)外出届 外出をする時は、担任の許可を受けた後に、生徒指導部へ届け、許可証の交付 を受けてから外出すること。なお、帰校したら直ちに担任に報告すること。
- (6)改姓届、住所変更届(用紙は事務室) 名前、住所等に変更が生じた時は、担任を経て事務室に届け出ること。
- (7)校具等破損届(用紙は事務室) 校舎、校具等を破損した時は、直ちに関係の先生に届け出るとともに、生徒指導部を経て事務室に届け出ること。(事情により弁償の責を負うこと。)
- (8)校外での事故、違反届(用紙は生徒指導部) 校外での事故、違反をした時、または補導を受けた時は、すみやかに担任及び生徒指導部へ届け出ること。
- (9)その他(口頭によるもの)
- ア.伝染病・感染症にかかった場合、家族または近隣で伝染病が発生した場合は、担任と保健室へ届け出ること。
- イ. 風水害、その他の非常災害を受けた時は、担任に届け出ること。
- ウ.やむを得ず欠課をする場合は、事前に教科担任の承認を得ること。
- エ.盗難や暴力行為等の被害を受けた時は、すみやかに生徒指導部、担任に届け出ること。
- オ.校内及び登下校の際の事故による負傷については、すみやかに担任及び保健室へ届け出ること。
- カ.通学方法を変更する場合は、担任を経て生徒指導部へ届け出ること。
- 7 願出事項(下記の(1)~(6)の願出用紙は生徒指導部で交付)
- (1)自転車通学願

通学に自転車を使用する場合は、担任を経て生徒指導部へ許可願を提出すること。

(2)異装願

規定以外の服装をする必要が生じた時は、担任を経て生徒指導部の許可を受けること。

(3)集会等願

学校内で生徒が集会しようとする時、または学校の名において校外の諸団体に加盟したり、行事に参加しようとする時(部活動を除く)は、担任、生徒指導部を経て校長の許可を受けること。

(4)学割交付願(用紙は事務室)

学割の交付を受けようとする時は、所定の用紙に記入し、担任に申し出て承認印を受け、事務室へ提出すること。

(5)アルバイト許可願

学業等に専念するために原則禁止とするが、学校の示す条件を満たす場合には、届け出により許可をする。

(6)校舎、校具使用許可願

体業日または下校時刻後、校舎、校具、運動場を使用する場合は、関係の先生を経て生徒指導部に願い出て校長の許可を受けること。ただし、関係先生の付添を要する。

(7)その他

ア.校内に掲示をしたい時は、生徒指導部の認印を受け、所定の場所に掲示すること。

イ.校内で印刷物を配布しようとする場合、あるいは物品の販売をしたり募金をしようとする場合は、担任、生徒指導部を経て校 長の許可を得ること。

8 懲戒規定

- (1)指導としての懲戒
- 1 説諭...全ての学校生活の中で教員より注意を受けることです。
- 2訓戒…訓戒には『校長訓戒』『生徒指導部訓戒』『学年訓戒』があります。
- 3 謹慎…学校において別室にて各教科からの課題、作業などを行います。反省状況、課題の進行状況などを見て、通常の授業に戻す判断をします。
- *訓戒・謹慎の申し渡しは、保護者の方にも来校し同席していただきます。
- (2)処分としての懲戒 「三重県立学校の管理運営に関する規則第 47 条」及び「三重県立久居高等学校 学則第8章」の規定により以下の懲戒があります。
- 1訓告...行為に対しての処分になります。保護者同席の上、校長より口頭・文書により申し渡しが行われます。
- 2 停学...行為に対しての処分になります。謹慎処分とは大きく異なり、学校に出校することと学校の施設・設備の使用が禁じられる大変重い処分です。保護者同席の上、校長より口頭・文章により申し渡しが行われます。
- 3 退学...行為に対しての処分になります。強制的に退学を命じられます。保護者同席の上、校長より口頭・文書により申し渡しが 行われます。
- *『謹慎』『停学』の解除は、反省状況などを考慮し行います。解除の際にも保護者の方にも来校し同席していただき校長より申 し渡しが行われます。
- 9「特別警報」「暴風警報」「暴風雪警報」が発表されたとき
- 1 始業時前に、特別警報・暴風警報・暴風雪警報が発表されている場合
- (1)生徒は登校してはいけない。
- (2)午前 11 時(午前中授業の日は午前 10 時、定期テストの日は午前 9 時)までに解除された場合は、解除されてから約 2 時間後に、当日の授業を行うので、すみやかに登校すること。
- (3)午前11時(午前中授業の日は午前10時、定期テストの日は午前9時)に解除されない場合には、当日の授業は中止する。
- 2 始業後に、特別警報・暴風警報・暴風雪警報が発表された場合は、原則として直ちに授業を中止し、生徒はすみやかに帰宅すること。

願・届についての一覧表

届出事項

- | 項目 | 様式 | 提出先
- (1)欠席届 電話連絡 担任
- (2)遅刻届 所定文書 生指-担任
- (3)早退届 カ 担任(病気による早退 保健-担任)
- (4)外出届 カ 担任-生指
- (5)改姓・住所変更届 所定文書 担任-事務
- (6)校具等の破損届 ッ 生指-事務
- (7)校外での事故・違反の届 所定文書 担任-生指
- (8)その他
- ア.感染症 所定文書 担任-保健
- イ.非常災害 口頭 担任
- ウ.欠課 ッ 教科担任
- エ.被害 ル 担任-生指
- オ.負傷 ッ 担任-保健
- カ.通学方法変更 〃 担任-生指
- 願・届についての一覧表
 - | 項目 | 様式 | 提出先
- (1)自転車通学願 所定文書 担任-生指
- (3)集会等願 担任-生指-校長
- (4)学割交付願 ″ 担任-事務
- (5)アルバイト許可願 〃 担任-生指-校長
- (6)校舍校具使用願 ッ 関係先生-生指
- (7)その他
- ア.揭示願 認印 生指
- イ.印刷物配布・物品販売・募金等 所定文書 担任-生指-校長